

群馬地方最低賃金審議会

議事要旨
議事録

HP版議事録

(整理番号0854)

第1回特定最低賃金専門部会（機械）

令和5年10月5日 非公開

開催日時	令和5年10月5日	10時43分～11時26分	
開催場所	前橋地方合同庁舎 1階共用会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	労働者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	使用者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
主要議題	1 特定最低賃金専門部会の運営について 2 特定最低賃金改正決定の諮問について 3 最低賃金審議会令第6条第5項及び第7項の適用について 4 審議日程について 5 特定最低賃金額の審議について		

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	<p>全員揃いましたので、定刻前ではございますが、事務局からご報告申し上げます。</p> <p>賃金指導官の青木と申します。よろしく申し上げます。</p> <p>本日のご出席の委員は、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名の合計9名でございます。これは、最低賃金審議会令第5条第2項に規定される定足数を満たしておりますので、会議が成立することをご報告いたします。</p> <p>なお、後日、議事録を作成いたします際、ご発言なされた委員に内容確認をさせていただく場合がございます。</p> <p>大変恐れ入りますが、ご発言の前にお名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。</p>
-----	---

事務局

それではただいまから、第1回群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

第1回目の会議でございますので、部会長、部会長代理が選出されるまでの間は、事務局において司会進行をさせていただきます。

私は賃金室長の木村と申します。よろしくお願いいたします。

大変恐縮ではありますが、ここからは着座にて、進めさせていただきます。

では最初に、本専門部会の開催にあたりまして、津田労働基準部長からご挨拶を申し上げます。

基準部長

労働基準部長の津田でございます。

今年度第1回目の本最低賃金専門部会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

皆様方におかれましては、ご多用のところ、特定最低賃金専門部会の委員をお受けいただきまして、厚く御礼申し上げます。

また、日頃から、それぞれのお立場から、最低賃金行政をはじめ、労働行政全般の円滑な運営に、多大なご支援とご理解を賜っておりますこともあわせまして、この場をお借りして、厚く御礼申し上げます。

さて、群馬県の特定最低賃金につきましては、先般、改正決定の必要性があるとのご意見をいただいたところでございます。改正について、ご審議をいただくことになりました。

特定最低賃金は、地域別最低賃金の方がすべての労働者の賃金の最低額を保障するセーフティネットという位置づけで、行政機関において決定を義務付けているというところでございますが、これとは趣を異にいたしまして、企業内の賃金水準を設定する際の、労使の取組を補完するものとしたしまして、関係労使の皆様方のイニシアティブにより設定されるものと整理されているところでございます。

専門部会委員の皆様におかれましては、大変なご苦勞をおかけすることと相成るところでございますが、特定最低賃金の趣旨をお汲みいただき、ご審議を賜りますようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。

本日はご審議どうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局

それでは、専門部会の委員の皆様のご紹介に移らせていただきます。

お手元の資料の2、インデックス機械をご覧いただきたいと思
います。

こちらの委員名簿の順に従いまして、本日ご出席の委員の皆様
をご紹介します。

委員の皆様は着座のままで結構でございますので、よろしくお願
いいたします。

まずは、公益を代表する委員といたしまして、鈴木委員でござい
ます。高橋委員でございます。米本委員でございます。

次に、労働者を代表する委員といたしまして、金井委員でござい
ます。浜田委員でございます。増戸委員でございます。

次に、使用者を代表する委員といたしまして、金井委員でござい
ます。宇井委員でございます。五十嵐委員でございます。

委員の皆様におかれましては、本年度の審議につきまして、よろ
しくお願いたします。

事務局につきましては、資料3に名簿をつけておりますので、ご
確認いただきたいと思ます。

次に部会長、部会長代理の選出に進ませさせていただきます。

専門部会の部会長及び部会長代理は、最低賃金法第25条第4項
において、同法第24条を準用するとされており、公益を代表する
委員のうちから委員が選挙することとなっております。

慣例によりますと、まず公益委員で互選していただき、その後
に労使の委員にお諮りするというのが採られておりますが、今回
もその方法でよろしいでしょうか。

【異議なし】

事務局

ありがとうございます。

それでは、公益委員から、事前に互選されました結果をいただ
いておりますので、発表させていただきます。

部会長には■■■■委員、部会長代理には■■■■委員、をそれぞれ選出
するとのことでございます。

労使の委員の皆様にお諮りいたしますが、よろしいでしょうか。

【異議なし】

事務局

ありがとうございます。

それでは、全会一致で選任されましたことを確認させていただきます。

それでは、部会長になられました■■■■委員、部会長代理になられ

	<p>ました ■■■ 委員から、ご挨拶をいただきたく存じます。 最初に、 ■■■ 委員から、お願いいたします。</p>
部会長	<p>部会長に選任いただきました ■■■ です。 円滑な議事進行となるよう努めてまいりますので、よろしくお願い いたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。 続きまして ■■■ 委員、お願いいたします。</p>
部会長代理	<p>部会長代理にお選びいただきました ■■■ でございます。 部会長をサポートいたしまして、円滑な会議となりますようご協 力させていただければと思います。 よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。 それでは、これからの議事進行につきましては、 ■■■ 部会長にお 願いいたしたいと思えます。よろしくお願いいたします。</p>
部会長	<p>それでは、会議次第に従いまして、議事に入らせていただきます。 最初に議題の(1)の、特定最低賃金専門部会運営規程について、 事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。お手元の資料4の、群馬地方最低賃金審議会特定最低賃金 専門部会運営規程をご覧いただきたいと思えます。 こちらの運営規程は、4業種ある専門部会共通のものとなってお ります。第3条で専門部会の委員の数、第4条で会議の招集、第6 条で部会長が会議の議長となること、第7条で会議の公開・非公 開。第8条で議事録及び議事要旨の公開・非公開。第9条で審議会 会長への報告。第10条で専門部会の廃止、といったことについて 規定されております。 ご承知いただきますようよろしくお願いいたします。 以上です。</p>
部会長	<p>事務局から、特定最低賃金専門部会運営規程について、説明があ りました。 これにつきまして、ご意見、ご質問等ありましたら、お願いしま す。</p>

	【特になし】
部会長	<p>特にご意見等はないようですので、次の議題に移ります。</p> <p>議題（２）の特定最低賃金専門部会の運営についてです。事務局からご説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。２点ご説明させていただきます。</p> <p>まず、１点目は、専門部会の会議の公開・非公開について、ご説明いたします。</p> <p>資料４の運営規程を再びご覧いただきたいと思います。</p> <p>専門部会の会議は、例年、運営規程第７条第１項のただし書きにございます、「公開することにより、率直な意見の交換が不当に損なわれる恐れがある」場合に該当するとして、第１回目から非公開とされてきております。</p> <p>本年度は、７月４日に開催されました審議会におきまして、専門部会の会議の公開・非公開についてご議論をいただいた結果、同様な意見が出され、「当初から専門部会を非公開とすべきである」との意向が示されております。</p> <p>この審議会の意向も参考にいただき、本専門部会の会議の公開・非公開について、ご審議をお願いいたします。</p> <p>１点目は以上でございます。</p>
部会長	<p>ただいまの事務局の説明のように、本専門部会は、例年、第１回目の会議から非公開としているところです。</p> <p>これに対し、専門部会の公開の要請等もあったことから、今年も審議会で議論した結果、「当初から専門部会を非公開とすべきである」との意向が示されております。</p> <p>部会長としては、審議会の意向も参考にしつつ総合判断いたしまして、本専門部会の会議は、第１回目から非公開とすることが適当、と考えますが、ご意見等ありましたら、お願いします。</p>
	【異議なし】
部会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>特にご意見ないので、ご賛同いただいたものと理解いたしました。</p> <p>本年度も第１回目会議から非公開といたします。</p> <p>続けて、事務局から説明をお願いします。</p>